

●給与上手くんα/給与・賞与 Version 11.002

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 給与・賞与/給与・賞与

➤ 年末調整データ入力

【基礎/配偶者/調整控除申告書入力タブ】

①所得金額調整控除の「要件」欄の「扶養親族が年齢 23 歳未満」を自動判定できないケースがあったのを修正しました。

・条件：社員登録の扶養情報①画面で登録されている扶養親族の生年月日が「令和 2 年 1 月 2 日以降」のとき。（平成 10 年 1 月 2 日～令和 2 年 1 月 1 日以前生まれは問題ありません。）

|     |              |           |  |    |             |                 |    |     |     |  |
|-----|--------------|-----------|--|----|-------------|-----------------|----|-----|-----|--|
| 扶養1 | 北海道<br>おかわいり | 一助<br>いけか |  | 長男 | 令和02年05月05日 | 札幌市北区北二十二条<br>西 | 年少 | 非該当 | 非居住 |  |
|-----|--------------|-----------|--|----|-------------|-----------------|----|-----|-----|--|

| 本人の合計所得金額 |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 所得の種類     | 収入金額等     | 必要経費等     | 所得金額      |
| 給与所得      | 9,800,000 | 1,950,000 | 7,850,000 |
| 事業所得      |           |           |           |
| 雑所得       |           |           |           |
| 配当所得      |           |           |           |
| 不動産所得     |           |           |           |
| 退職所得      |           |           |           |
| 上記以外の所得   |           |           |           |
| 合計所得金額    |           |           | 7,850,000 |
| 基礎控除の額    |           | 48 万円     |           |

  

|    |  |       |            |  |
|----|--|-------|------------|--|
| 要件 | あなた自身が特別障害者                                      | 扶養親族等 | 氏名・カナ(姓/名) |  |
|    | 同一生計配偶者が特別障害者                                    |       |            |  |
|    | 扶養親族が特別障害者                                       |       |            |  |
|    | <input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満 |       |            |  |

例：長男の生年月日が令和2年5月5日  
本来は「要件」欄の「扶養親族が年齢 23 歳未満」にチェックが入り、「扶養親族等」欄に氏名等が転記されるべきですが、正しく判定されていませんでした。よって控除タブの「所得金額調整控除額」欄にも金額がなく、適用されるはずの控除が適用されていない状態となっていました。

|                           | 入力額 | 控除額       |
|---------------------------|-----|-----------|
| 非課税修正分 / 給与・賞与等合計         |     | 9,800,000 |
| 所得金額調整控除額 / 給与所得控除後の給与等の額 |     | 7,850,000 |

(ご注意)上記により、本来所得金額調整控除の適用対象であるはずの方が対象と自動判定されず、給与所得金額が多く計算されている可能性があります。  
既に情報の入力と、年末調整計算を済ませている場合は、お手数ですが再度該当する社員がいないかどうかのご確認をお願いします。  
また、当修正プログラムをインストールすると正しく自動判定がされ「要件」欄にチェックがされますので、調整控除後の給与所得金額に変更がないかも合わせて確認をお願いします。

注意

※他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。